

第21回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第21期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社エーアイ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業行動規範」を制定し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を図る。
- ② 同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンス規程」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

(当該体制の運用状況)

当社は、役員及び従業員に対し集合研修、動画聴講等によるコンプライアンス教育を実施しております。法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査担当を設置し、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告しております。また、内部通報窓口を設置し、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する役員及び従業員への教育を行う。

(当該体制の運用状況)

法令及び文書管理規程などの社内規程に基づき必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「リスクマネジメント規程」を制定し、適切なリスクマネジメント体制を構築する。
- ② 有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、経営会議において、具体的な損失の危険の可能性及びそのリスクコントロールの方法、体制に関して審議し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する制度を構築しております。当事業年度においては、リスクアセスメントを行い、経営会議でリスク及びそのコントロールの方法等について協議を行いました。また、危機発生を未然に防ぐため、内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当役員と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、かつ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的で開催する。
- ② 当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理を行う。
- ③ 業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、役員及び従業員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当事業年度において12回の経営会議、20回の取締役会を開催し、上記記載の運用をいたしました。

- (5) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の求めに応じて、監査等委員会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。
 - ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指揮命令を受けない。
 - ③ 当該使用人の人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得る。
(当該体制の運用状況)
現状は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんが、制度上に上記体制を確保できるようにしております。
- (6) 当社の監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役員及び従業員から重要事項の報告を求めることができる体制を構築する。
 - ② 役員及び従業員は、当社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - ③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
(当該体制の運用状況)
当社では、取締役会、経営会議以外の会議についても監査等委員である取締役が出席し、また、監査等委員会は、役員及び従業員に対して必要に応じ報告を求め、また必要な意見交換やヒアリングを実施し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

(7) その他監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の役員及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員である取締役の監査に対する理解を深め、当該監査の環境を整備する。
- ② 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査担当及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役又は監査等委員会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。
- ④ 監査等委員である取締役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、速やかにそれを処理する。

（当該体制の運用状況）

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは年に2回程度、意見交換を、また、会計監査人及び内部監査担当とは3か月に1回程度、情報交換を行い、相互の意思疎通や連携を図っております。また、監査等委員会が監査業務に必要と判断した費用については、会社の費用負担で専門家等の意見を聴取できることを確保しております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ① 当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- ② 基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、基本方針を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できるように実施しております。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	151,481	121,280	84,855	206,135	1,120,508	1,120,508	△287,067	1,191,058	1,191,058
当 期 変 動 額									
減 資	△51,481		51,481	51,481				-	-
当 期 純 利 益					109,725	109,725		109,725	109,725
当 期 変 動 額 合 計	△51,481	-	51,481	51,481	109,725	109,725	-	109,725	109,725
当 期 末 残 高	100,000	121,280	136,337	257,617	1,230,234	1,230,234	△287,067	1,300,784	1,300,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
--------	-------

工具、器具及び備品	2～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

また、ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

法人向け製品及びコンシューマー向け製品の販売に係る収益は、主に「AITalk®声の職人®」、「AITalk®声プラス®」、「A.I.VOICE®」の製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点又は顧客が検収した時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

法人向けサービスは、サポートサービスとクラウドサービスで構成されており、サポートサービスに係る収益は、主にライセンス提供している顧客に対して継続的に提供する技術的なサポートのサービスであります。クラウドサービスに係る収益は、主にインターネットを經由して提供している「AITalk® Web読み職人®」のクラウド環境を活用した音声合成サービスであります。これらのサービスは、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

II. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	31,772千円
----------------	----------

III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	2,549千円
------------	---------

2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	65,593千円
--	----------

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,168,000	—	—	5,168,000
自己株式				
普通株式	220,069	—	—	220,069

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	183千円
未払費用	6,589千円
在庫評価損	589千円
敷金及び保証金	782千円
資産調整勘定	13,836千円
繰越欠損金	81,709千円
繰延税金資産小計	103,690千円
評価性引当額	△99,780千円
繰延税金資産合計	3,909千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、1年以内の支払期日であります。

リース債務は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理グループで資金繰計画を作成・更新し、取締役会にて報告を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び債務については、為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジすることを原則としておりますが、外貨建ての営業債権及び債務額が少額のため、為替予約は利用しておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度（2024年3月期）の決算日現在における営業債権のうち17.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 異
負 債			
リース債務(1年内返済予定を含む)	1,392	1,318	△73
社債(1年内返済予定を含む)	135,000	133,341	△1,658
負 債 計	136,392	134,660	△1,731

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等については、該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(1年内返済予定を含む)	－	1,318	－	1,318
社債(1年内返済予定を含む)	－	133,341	－	133,341
負債計	－	134,660	－	134,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

1年内償還予定の社債（流動）と社債（固定）の合計額で表示しております。なお、これらの時価は元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	926,328千円
持分法を適用した場合の投資の金額	864,931千円
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△73,274千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	コエステ株式会社	所有100%	業務受託契約 役員の兼任	経営業務の受託 (注) 1. 2.	600	業務受託料	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、2023年9月1日付けで、同社を吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. 上記取引については、一般的取引条件と同様に決定しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	財またはサービスの名称			合計
	法人向け 製品	法人向け サービス	コンシューマー 向け製品	
一時点で移転される財またはサービス	337,107	-	171,672	508,780
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	226,195	-	226,195
顧客との契約から生じる収益	337,107	226,195	171,672	734,975
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	337,107	226,195	171,672	734,975

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ.重要な会計方針に係る注記」の「6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

契約負債	
期首残高	18,469
期末残高	72,845

契約負債は、当社が受注した「A.I.VOICE」の製造、クラウドファンディングによるイベント開催等のうち期末時点において履行義務を充足していない残高が54,962千円、サポートサービスのうち期末時点において履行義務を充足していない残高が17,882千円であります。

X. その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2023年7月13日開催の取締役会において、2023年9月1日を効力発生日として当社の完全子会社であるコエステ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 コエステ株式会社

事業の内容 音声合成技術を活用したコンテンツの企画・制作・開発・運用・流通事業等

②企業結合日 2023年9月1日

③企業結合の法的形式 当社を存続会社、コエステ株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称 株式会社エーアイ

⑤その他取引の概要に関する事項

両社の企業規模を考慮し、一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進することを目的として吸収合併することといたしました。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	262.89円
1 株当たり当期純利益	22.18円

XII. 重要な後発事象に関する注記

(会社の合併)

当社及び株式会社フュートレック（以下「フュートレック」）は、2024年5月14日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として両社の合併を決議し、当社を吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）に係る合併契約を締結いたしました。

なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

1. 企業結合の目的

当社とフュートレックは、両社のこれまでの事業活動の成果である、顧客基盤や競争優位性のある技術・ソリューションを両社で共有し、「音声合成」及び「音声認識」双方に強みを持つことにより、音声関連技術を保有する研究開発企業として、国内の新たなトップランナーを目指してまいります。また、フュートレックのもう一つの中核事業であるCRM事業を中心としたデジタルマーケティング事業と音声関連技術事業の2つを事業の両輪として、企業価値の更なる向上を図ってまいります。加えて、経営統合によって企業規模の拡大が図られ、より強固な経営基盤の確立や管理部門の統合による経営機能のスリム化により収益力の向上の実現を目指してまいります。

2. 企業結合日

2024年10月1日

3. 吸収合併消滅会社の名称及び事業の内容

吸収合併消滅会社の名称 株式会社フュートレック

事業の内容 音声認識技術を利用したサービスの企画・提案、及びそれを実現するためのシステム設計
デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等

4. 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併

5. 結合企業の名称

株式会社エーアイ
(英文表記：AI,Inc.)

6. 企業結合に係る割当ての内容

(1) 株式の種類別の合併比率

フュートレックの普通株式1株に対して、エーアイの株式0.33株を割当て交付いたします。

(2) 合併比率の算定方法

本合併比率の公正性・妥当性を期すために、両社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は監査法人FRIQを起用し、フュートレックは株式会社クリフィックスFASを起用いたしました。

当社及びフュートレックは、各社の第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併契約を締結いたしました。

7. 引き継ぐ資産・負債の額

現時点で確定しておりません。

8. 合併当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
(1) 名称	株式会社エーアイ	株式会社フュートレック
(2) 所在地	東京都文京区西片一丁目15番15号	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一	代表取締役社長 西田 明弘
(4) 事業内容	音声合成エンジン及び音声合成に関連するソリューションの提供	音声認識技術を利用したサービスの企画・提案、及びそれを実現するためのシステム設計 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等
(5) 資本金	100,000千円	100,000千円
(6) 設立年月日	2003年4月1日	2000年4月17日
(7) 発行済株式数	5,168,000株	9,504,200株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	単体65名	単体68名 連結91名

9. 合併の時期

取締役会決議日（両社）	2024年5月14日
契約締結日（両社）	2024年5月14日
株主総会基準日（両社）	2024年3月31日
株主総会決議日（フュートレック）	2024年6月18日（予定）
株主総会決議日（当社）	2024年6月20日（予定）
最終売買日（フュートレック）	2024年9月26日（予定）
上場廃止日（フュートレック）	2024年9月27日（予定）
合併の効力発生日	2024年10月1日（予定）

10. 合併後の状況

吸収合併存続会社	
(1) 名称	株式会社エーアイ
(2) 所在地	東京都文京区西片一丁目15番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一 (現 エーアイ 代表取締役社長)
(4) 取締役の氏名	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 廣飯 伸一 小川 遼 井上 将志 深田 俊明 長尾 章 (社外取締役) 監査等委員である取締役 栗原 学 (社外取締役) 杉山 浩 (社外取締役) 金丸 祐子 (社外取締役)
(5) 事業内容	音声関連技術の研究開発及び関連するサービス・ソリューションの企画・提供 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等
(6) 資本金	現時点で確定しておりません。
(7) 決算期	3月
(8) 純資産	現時点で確定しておりません。
(9) 総資産	現時点で確定しておりません。

11. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で確定しておりません